

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和2年7月17日(金曜)
場 所	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため書面開催
会議件名	令和2年度 第1回第4期日野市地域福祉計画推進委員会
主な議題	第4期地域福祉計画の推進について
参加者 (敬称略)	[市民委員]加戸 貞之、野澤 一弘[学識経験者]宮城 孝[関係機関所属者等] 本村 雄一、山岸 啓子、浅野 大輔、望月 諭、小林 正人、伊藤 勲、木 村 真理[市職員]山下 義之、篠崎 忠士、立川 智、村田 幹生■説明員[障 害福祉課長]熊澤 修[高齢福祉課長]竹村 朗[高齢福祉課主幹]西山 律 子 [セーフティネットコールセンター長]萩原 美和子[在宅療養支援課長] 長島 稔■事務局職員 [福祉政策課長]島田 貴輝[福祉政策課係長]丸山 太[福祉政策課係長]猪鼻 謙介 [福祉政策課主任]福嶋 健裕
配布資料	委員委嘱状・任命書、第4期地域福祉計画進行管理表、第4期日野市地域福祉 計画推進委員会名簿、第4期日野市地域福祉計画推進委員会設置要綱
結 果	<input type="radio"/> 了承(意見なし) <input checked="" type="radio"/> 了承(意見あり) <input type="radio"/> 要修正・再説明 <input type="radio"/> 不承諾 <input type="radio"/> 情報共有のみ
主な内容	■会議次第 ①地域福祉計画推進委員会について (1) 委員への委嘱状・任命書の交付 (2) 委員長・副委員長の選出 ②第4期地域福祉計画の推進について ③次回地域福祉計画推進委員会について 会議内容 1. 協 議 地域福祉計画推進委員会について (1) 委員への委嘱状・任命書の交付 書面開催の為、郵送にて交付。 (2) 委員長・副委員長の選出 事務局一任にてご了承いただいた。

1. 委員長 : 宮城 孝 委員
2. 副委員長 : 本村 雄一 委員

第4期地域福祉計画の推進について

第4期地域福祉計画進行管理表について、委員よりご意見をいただいた。

全体

委員

- 表中の左端にNOを振っていただきたいです。
- 事務局より→進行管理表に反映いたします。

委員

- 基本目標の達成状況を測るために成果指標を定められたのは、大変良いと思います。欲を言えば、最終年度に到達すると思われる当該項目の統計上の数値を基に、必要と目される数値を割り出して、今回定めた目標値との対比をして頂きたかった。
(ex. 新規就業者数50人/令和6年度に必要とされる福祉事業所就業者総数)
- 事務局より→ご意見として承ります。

委員

- 新形コロナウイルス感染症の蔓延により、地域の活動が止まってしまっています。南平地区社会福祉協議会も影響を受け活動を自粛している状態ですが、ずっと止め続けるわけにはいかないので、役員は少しずつ動き始めています。活動の内容としては、「新しい生活様式」を踏まえ話し合いをもっています。オンラインでつながる方法を勉強し、システムを考え人とのつながりを増やし、高齢者の方などとも連絡が取れ、孤独死等がなくなるような地域にしていこうと考えています。また、地域の人たちにスマートフォン・タブレットの使い方など一緒に勉強していきます。ただ、9月から新たな計画で進みたいと思っていますが、感染への恐怖から参加を控える方も多く、参加者が思っているほどいない。コロナ感染が広まらないことを祈りつつ、焦らずにやっていこうと思っています。
- 高齢者の買い物支援も現在も行っています。参加者は1~3名位で、つくしんぼ保育園からヤオコーまでの往復時間1時~2時30分私達は高齢者の見守りをしています。

●南平小学校避難所運営マニュアルも着々と勧めておりますが、コロナの問題で三密をどのように考えていくか、市役所の防災安全課とも話し合いをしております。

○事務局より→ご報告ありがとうございます。引き続き活動できる範囲での取り組みの継続をよろしくお願いいたします。

委員

●すべての事業内容が、このコロナの感染が拡大していく中で取組が中途半端にならないよう、検討を重ねてください。

○事務局より→ご意見として承ります。

委員

●with コロナ・after コロナの状況が中・長期化することが予測され、市民生活にどのような影響が出ているのか、また事業者のサービスや住民等による福祉活動に大きな影響が出ていると考えられ、その影響と対策を考えていく必要があるかと思えます。次回の委員会までに日野市における影響の状況をまとめていただければと思います。

○事務局より→ご意見として承ります。市でも企画経営課が中心となって新型コロナ対策に取り組んでおり、状況調査等も行っておりますので、調査結果を参考に、整理をしていく予定です。

基本目標 1 「身近な地域で気軽に相談できる機能を整え、ニーズに合った支援に努めます」

委員

●「包括ケアシステム」については高齢のみならず障害においても議論したように記憶しています。特に精神障害の領域で期待している取り組みなので、障害福祉との関わりも記述できればお願いしたい。

○事務局より→障害分野も含めた多職種の連携ネットワークの構築を目指します。具体的な取り組みについては、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」で進行管理を図ってまいります。

委員

●新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「フードパントリー事業」へのア

アクセスが急増しています。5月のアンケート結果で新規利用が131名、20代～40代が全体の60%以上を占めています。中には失業中の方もいるでしょうし、ダブルワークを考えている方もいるかも知れません。他の施策である「介護資格取得機会の創出」や「社会福祉法人ネットワーク等による公益的な活動への支援及び協働」とも関連させて、介護分野等への転職等促すような取組をしてはどうでしょうか。介護や障害者支援、保育の仕事などの魅力を伝え、資格取得や施設での見学、職場体験、就労支援準備事業を社会福祉法人ネットワークで取り組み、進めるための良い機会です。

●「2020年度の目標、実施内容」の「関係多職種による連携ネットワークの充実を目指し、勉強会・研修会の実施」は、基本目標4「権利擁護センター日野」を中心とした地域関係機関との連携強化による成年後見制度の相談支援体制づくりの推進」の今年度の実施内容と重なる点があると思います。基本目標3で事業・会議体の整理統合をうたっていますので、「ふくし住区」の圏域毎に包括的な内容を取り上げる勉強会や会議を持つ等、整理統合を検討してはいかがでしょうか。

○事務局より→基本目標2にも関わってくる部分かと思います。福祉政策課や高齢福祉課にて介護人材育成事業に取り組んでいますが、その他の職種についても就労支援の仕組みについて引き続き検討していきます。また、勉強会・研修会を実施する際にも、関係者で情報共有して参加者が効率的・有機的に研修の機会を得られるよう配慮いたします。

委員

●「相談」の重要性は勿論、ひきこもりや認知症等自ら声を上げられない人の発掘が必要です。洗濯物が干しっぱなし、新聞が溜まっているといった近隣住民や、インフラ事業者からの通報の仕組みが必要です。

●「就労支援」では、某市の取組のように人材派遣会社による独自の小さな仕事探しと、就労スキルの講習が生保との連携で必要。ハローワークの出店を庁内に設けるのも一つの手段です。働ける被保護者が少しでも働くと、保護廃止は無理でも保護費の削減は結構な額で可能です。

●「ケアマネジャーと在宅医療の連携」では、入院の早期退院化傾向を踏まえ、入院当初時から退院後の自宅での療養の仕方の検討が必要です。また、介護認定がない人はケアマネジャーがいないので、これをどうするかを検討も必要です。

○事務局より→市では東京都水道局や東京電力等のライフライン事業所と協

定を結び、日常業務のなかで見守りと異変を感じた際の通報をお願いしております。入院時からの在宅療養検討については、進行管理表に反映いたします。

委員

●「断らない相談支援」と「困りごとを抱えた方たちに対する出張相談の周知及び実施継続」のために、2020年度までに4か所に「圏域毎の福祉の総合相談窓口機能の体制整備とする。」としています。しかし、その実現の具体策を明示されていません。

●今期計画で整備する4か所の圏域を、あらかじめ設定する必要があります。まず第1に、日野市の今後20年間のまちづくりの羅針盤である「日野市まちづくりマスタープラン」(2019~2040)の「5、地域別まちづくり方針」で8つの中学校区に分けて、それぞれのコミュニティの特性に応じた対応をしております。従って、最終的には「福祉の総合相談と包括的支援体制の拠点」は8つの圏域毎に整備することを基本目標に掲げることを提案します。

第2に、今期計画で4か所整備するにあたっては、4つの中ブロックを設定して、順次整備することを早期に明確化することが必要と考えます。具体的には、第1ブロックとして「日野第二中学校・ふくし住区」「日野第四中学校・ふくし住区」、第2ブロックとして「日野第一中学校・ふくし住区」「大坂上中学校・ふくし住区」、第3ブロックとして「七生中学校・ふくし住区」「平山中学校・ふくし住区」、第4ブロックとして「日野第三中学校・ふくし住区」「三沢中学校・ふくし住区」の4ブロックに順次整備していくことを提案します。

○事務局より→福祉の総合相談窓口機能の体制整備数については、日野市の財政状況等を踏まえて検討を進めていきます。まずは今計画にて整備を目指す4圏域(ひの、とよだ、たかはた、ひらやま)を明記いたします。そのうえで、その地域ごとの社会資源などを踏まえ、地域特性に合った具体的な整備策を検討してまいります。

委員

●2020年度の目標として、特に子育て世代包括支援センターは全国の多くの事例が母子保健法で規定されているため、母子保健分野だけの対応になりがちです。一人親世帯や鬱病などの母親、特定妊婦への対応など、福祉分野や臨床心理などの領域による対応が求められており、セルフヘルプの視点も含めて包括的な支援のあり方を検討願います。

○事務局より→ご意見として承ります。「(仮称)日野市子ども包括支援センタ

一」につきましては令和2年8月に基本計画が策定されましたので、今後は計画に沿って整備を進めていく予定となっております。

基本目標2 「地域福祉を担う人材を育成するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組みます」

委員

●福祉人材については今後益々確保が困難になります。市内で従事する福祉人材の流出阻止を検討すべく施策の実施が求められるが、離職を減少させていくのは非常に難しいです。ならば、離職した後の再就職先にまた日野市を選んでもらうような状況を構築出来ないでしょうか。日野市という単位で福祉を減退させずに済みます。(福祉人材の市内循環)

○事務局より→進行管理表に人材の減少阻止について記し、仕組みを検討していきます。

委員

●福祉人材確保の一環として、一定数の外国人の登用を各事業所に課すようには出来ないでしょうか。

○事務局より→ご意見として承ります。

委員

●介護保険者である市が、事業者へのキャリアアップ等処遇改善の指導強化をすべきです。法人指導検査時にもこの視点で処遇改善指導をし、市と事業者とが共同して福祉職場の魅力の普及広報・相談に努め、子育てを終えた主婦(主夫)層へ職場体験を経て資格取得を働きかけることが必要です。

○事務局より→指導検査時の処遇改善指導について、進行管理表に記載いたします。

委員

●地域共生社会の実現に向けた福祉人材の養成とサービスの充実には、既存の制度による解決が困難な課題に、適切に対応できる包括的支援体制の構築が急務となっています。この間「高齢者を対象にした地域包括支援センター」と「障害者を対象にした基幹相談支援センター」、「子ども・子育て家庭を対象にした子育て世代包括支援センター」の3つの支援機関が課題となってきました。日

野市では、既に地域包括支援センターが9か所、子ども家庭支援センターが「3か所」設置されていますが、障害者基幹相談センターについては、障害者自立支援協議会で具体的提案をしてきましたが未設置になっていて、早期の立ち上げが求められています。都内では、2020年度までに設置または設置予定となっているのは、区部では19、市町では11の計30自治体で、遅れ気味ですが着実に増大しています。また直営で設置しているのは、港・新宿・台東・大田・品川・中野・杉並・豊島・足立の各区と、武蔵野・三鷹・調布・町田・福生・西東京の各市、大島・八丈島の各町です。日野市においては、直営での基幹相談センターを設置し、それを軸に新たに設置された「日野市社会福祉法人地域協議会」との協議・連携体制の強化を図る方式を提言します。

●地域福祉計画の上位計画である「日野市まちづくりマスタープラン」(2019～2040)と「日野市SDGs未来都市計画」を必読資料として配布し、共通認識を深め、「共に生きるまちづくり」の共通言語を持てるようにすべきです。

○事務局より→基本目標1にも関わってくる部分かと思えます。基幹相談支援センターについては、複数市による共同運営の検討を含め、近隣市及び先進市の取り組みを注視していきます。具体的な取り組みについては、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」で進行管理を図ってまいります。

基本目標3 「地域住民等が主体的に行う地域福祉活動を支援します」

委員

●「地域懇談会」や「第1層・第2層協議体」等の具体的な内容を記載するとわかりやすい。

●既存の地域の団体や組織(自治会や老人会等)への支援を手厚くし、地域力を高める必要があります。目指すべき方向性にあるような地域人材力の発掘、新たな場づくりの推進だけでなく、既存の団体への支援を拡充する視点も必要です。

例として、

(自治会:役員等のデメリットだけでなく、行政情報が入手しやすいなどのメリットを生み出し、PRしていく)

(老人会:高齢化が著しく、60代が入っていきにくい。親しみやすい名称への変更などはどうか)

○事務局より→進行管理表に地域活性化をテーマとした主な会議体の表を作成します。また、既存の団体への支援について、進行管理表に記載いたします。

委員

●自治会数や加入数の低下現象が起きている状況下にあつて、地域福祉活動を活性化させる術は有るのかをより深く議論する場を提供するなど、市として積極的に介入すべきではないでしょうか。単なる支援や協働で解決する問題では無いように思います。

●高齢化しつつある社会とはいえ、企業の定年延長などにより地域に日中在宅する人は、必ずしも増加するとは限らないと考えます。むしろ、これまで地域活動を担って来た 60～70 才代の人達が減少することにはならないでしょうか。

○事務局より→ご意見として承ります。

委員

●某市の介護地域支援事業の一環であるボランティアポイント制のような、インセンティブにより地域住民の地域活動を促すことができないでしょうか。

「買い物支援」は、交通不便地域への移動スーパー(販売車)の誘致の働きかけを強化し、フードバンク等も余剰食糧が出る可能性のある事業所に市が網羅的かつ積極的に働きかける。大学生ボランティアによる子どもの学習支援も、ニーズも高いはずです。

○事務局より→市では、京王電鉄株式会社と覚書を締結し、商業空白地への移動販売を行っております。また、株式会社いなげやが移動販売を実施しております。大学生ボランティアによる子どもの学習支援については、大学生も本業の学業が忙しく、また、コロナの影響で活動がままならない状況のため、協力体制については学生側に負担のかからない範囲で関係機関と協議していきます。その他、働きかけについては、ご意見として承ります。

委員

●日野市は令和2年4月1日付で要綱を制定し、「日野市社会福祉法人地域協議会」を設置しました。協議会の担う地域公益事業には、「見守り」「移動支援(福祉有償)」等の事例が想定されています。さらに協議会の委員は、地域福祉計画推進委員が兼任するとなっています。しかし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズには、既存組織の「寄せ集め」では実効性が期待できません。新たな仕組みが形骸化することを懸念します。

●既に具体化している「地区社協」の段階的増設を軸に、各エリアの「地域包

括支援センター」「基幹相談センター」「子ども家庭支援センター」の期間連携が有効に結合していくためには、エリア毎の特性と重点課題を整理し「地域ぐるみの権利擁護」を一步一步進めていく、「日野市独自の公民協働＝日野モデル」を粘り強く取り組むことを期待します。

○事務局より→形骸化しないための、地域ごとの特性にあった公民協働ネットワークの整備について、進行管理表に記載いたします。

基本目標4 「市民の権利を擁護する支援体制を整備していきます」

委員

●「機能分担について関係者と協議の機会を設けて検討(定期的な見直しの機会の創出)」では、協議を開始できる市とどんどん進めていけばよいと思います。最高裁が毎年発行している（H31版）「成年後見関係事件の概況」によると、親族後見人の割合が低下し、遂に21.8%（約2割）になったとのことです。制度当初が約9割だったことを考えると、本当に「親族後見人」を選ぶ気があるのかと思わざるを得ない。ですから、「親族後見人への支援」も慎重な検討が必要です。

●成年後見では、利用促進計画策定後の今、多くの市民にとってあまりにも使い難い制度であることに確信を持っています。もちろん頼れる親族がいない・財産がない・判断能力がない、いわゆる“3無い”の方には不可欠な制度だが、それ以外のごく普通以上の多くの市民にとっては、そのデメリットを相当丁寧に説明する必要があります。また、後見を使わずに済むような備えこそ伝えるべきです。そうしないと、後になって役所に変な制度の利用を勧められたとなるので、普及広報に当たってはこの点がくれぐれも注意が必要です。

●成年後見制度は、老いによって生じる様々な不都合のうち療養、介護、相続等への対応に重大な影響を及ぼす「認知症」に起因して利用が必要となります。それらへの備え方や、家族信託などの代替的又は周辺の制度の普及広報もセットで行なうことが、市民にとって親切です。成年後見制度のみ取り上げて勧められても、このような問題を生じます。

●某市における社協との連携では、本年はコロナの関係で市民後見人養成講座がYouTube等で動画視聴となったが、これを本年度の受講生のみならず、市社協からの依頼により社協が養成した市民後見人にも復習の意味で視聴してもらいました。このような連携も可能です。また平成31年度には、市社協の職員の方2人がセンターの養成講座に参加されました。

○事務局より→成年後見制度のみならず様々な選択肢を市民に示すため、権利擁護の制度(家族信託、地域福祉権利擁護事業など)の周知・啓発について、進行管理表に記載いたします。

委員

●日野市は昨年「障害者差別解消推進条例」を制定しました。しかし、「津久井やまゆり園事件」が示したように、障害者への社会的排除と優勢思想は依然として地域に深く根付いています。日野市も例外ではありません。権利擁護を財産管理に限定されがちな傾向や、第三者機関の評価が形骸化しがちな状況を打開していく上で、「市民後見人」制度の積極的活用が必要であると考えます。

「行政」や「福祉専門職」の監査・権利擁護に死角があったことが、「津久井やまゆり園事件検証委員会」の中間報告とその後が明らかになってきています。

●改正社会福祉法では、「市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務」を規定しています。日野市としては、「市民後見人」への再評価と、人材養成プログラムと活動事例集の発行などを進めることを重点課題とすることを提言します。

○事務局より→ご意見として承ります。

基本目標5 「災害時要配慮者となる高齢者や障害者の防災対策が適切にとられる体制づくりを推進します」

委員

●福祉避難所のあり方の見直しを含めた検討については、障害福祉課と福祉避難所の協定を締結している障害者支援施設とで、福祉避難所開設訓練を行う予定があります。ぜひ実現していきたいです。

●毎年行われている日野市社会福祉協議会の「日野市民でつくる防災・減災シンポジウム」を活用して、市として考えていること・準備していること、自主防災会や住民一人ひとりに考えて、備えて欲しいことなど整理する機会とすべきではないかと思います。その上で、台風シーズンを迎える必要があります。

○事務局より→日野市社会福祉協議会と検討してまいります。

委員

●地域の防災対策は極めて重要と考えますが、いざ本番となった時に家族や自

らの安全を優先する傾向は変わらないです。自由に行動出来るのは単身者だけだと思われます。そのため、単身者と災害時要配慮者をどう結び付けるかが肝要です。公営の学生寮を然るべき場所に配置するなどの工夫も必要です。

○事務局より→ご意見として承ります。

委員

●「避難準備情報伝達」は、異常気象を踏まえてハザードマップを改訂して、住民自身にも水害等の危険度をしっかりと認識してもらい、自ら考えて行動してもらうよう仕向けるべきです。

●「要配慮者」は、配慮の必要レベル変化へのフォローが重要。併せて、配慮の必要レベルの情報は本人同意をいちいち取ってられないので、個人情報保護運営審査会で介護や障害所管課が持つ情報の一括活用の承認を得るべきです。

●「避難所」は、コロナ等の感染症に配慮すると、その結果生じる避難所不足への対応が必要。

○事務局より→要介護度等については、個人情報保護運営審査会の承認を得ております。情報伝達や新たな避難所の運営については、引き続き検討してまいります。情報伝達については、市民に地域の危険度を認識してもらうことを進行管理表に記載し、また新型コロナウイルス感染防止を踏まえた対応についても、大局的な視点で検討し、地域防災計画に反映するように働きかけてまいります。

委員

●未曾有の大規模災害が頻発しています。過去のデータをもとにした、従来の災害時対策の全面的な見直しが急務です。とりわけ、これまでの福祉避難所体制が有効に機能できないことをコロナ禍は突きつけています。施設によっては「事業継続計画」(BCP計画)を策定していますが、事業所レベルでの対応の限界性は明らかです。日野市として、新たな視点からの大規模災害時の対応をどうするか、市民の英知を結集した「日野市BCP計画」＝「市民生活危機対応検討プロジェクト」の立ち上げを提言します。

○事務局より→ご意見として承ります。

3 その他

(1) 次回地域福祉計画推進委員会について

令和3年(2021年)2月16日(火曜)午後6時30分市役所本庁舎5階 505会議室にて開催予定

作成者 福祉政策課